

# 被害者等支援計画

令和5年7月31日策定

愛子観光バス株式会社

## 1 はじめに

本計画は、国土交通省が策定したガイドライン、平成25年3月29日に則り定めたものです。弊社では、安全最優先を基本方針に掲げ、事故ゼロを目標として輸送の安全に取り組んでおりますが、万が一事故が発生した場合においては、旅客の安全確保を最優先に努めます。

## 2 被害者等支援の基本的方針

### (1) 安全の確保に対する基本的方針

私たちはすべての事業活動において安全を最優先します。

### (2) 被害者等への支援に関する基本的姿勢

弊社では、万が一事故が発生した際は旅客の安全確保を最優先とし、事故被害者を最小限にすることに努めます。

また、被害者に対しての支援体制を整え、最大限の支援を行えるよう努力します。

## 3 被害者等支援の基本的な実施内容

### (1) 被害者等への情報提供

#### ① 事故情報のご家族への提供

被害に遭われた方々の安否に関する情報は、可能な限り収集しご家族へお伝え致します。

#### ② 個人情報の取扱い

被害に遭われた方々の情報等につきましては、個人情報に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適切に取り扱います。

#### ③ 情報の継続

被害者への情報の提供は、必要な限りの期間継続して行い、事故原因や再発防止策もお伝えします。

### (2) 事故現場における被害者への対応

#### ① 被害に遭われた方々のご家族が、事故に係る移動の際、移動手段の提供に努めます。

#### ② 滞在中の支援

被害に遭われた方々のご家族が遠方からお越しの場合、滞在中の手配等を出来る限り行います。

(3) 継続的な対応

- ① 被害者からのご相談には、最後まで継続的に支援してまいります。
- ② 被害者から心のケアに関する相談があった場合は、専門機関等と連携しながら対応致します。

4 被害者等支援の基本的実施体制

(1) 体制の確立（別紙1）

大事故が発生した場合、被害者等への早急な情報提供を行えるよう、事故対策本部を立ち上げます。

また、事故の被害に遭われたご家族の支援を行える担当人材体制を整えます。

(2) 研修・教育・訓練等

大事故が発生した場合、被害者等への支援が遅れることのないよう、計画的に研修を行い意識向上に努めてまいります。

別紙1

【事故発生直後の体制】

